

中期目標の府県比較（４病院以上）

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構
平成２６年４月１日（設立予定）	平成１８年４月１日設立（２期目）	平成２２年４月１日設立	平成２２年４月１日設立
広島市民病院（743 床） 安佐市民病院（527 床） 舟入市民病院（190 床） リハビリテーション病院（100 床）	急性期・総合医療センター（768 床） 呼吸器・アレルギー医療センター（495 床） 精神医療センター（473 床） 成人病センター（500 床） 母子保健総合医療センター（363 床）	須坂病院（338 床） こころの医療センター駒ヶ根（129 床） 阿南病院（139 床） 木曽病院（259 床） こども病院（163 床）	足柄上病院（264 床） こども医療センター（419 床） 精神医療センター芹香病院・せりがや病院（388 床） がんセンター（415 床） 循環器呼吸器病センター（239 床）
広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院、リハビリテーション病院・自立訓練施設では、救急医療や周産期医療、小児医療など市民生活に不可欠な医療の提供や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療、さらには感染症やリハビリテーション医療を、それぞれの病院の特徴を生かし、積極的に提供してきた。 今後も、救急医療等本市の医療施策上必要とされる医療の提供に取り組むとともに、病院の医療水準の維持、向上を図り、より一層高いレベルの医療を提供するなど、市立病院として求められる役割を積極的に果たしていかなければならない。 そのためには、医療費の抑制を基調とした医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化、医療の高度化といった病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応できなければならない。また、市立病院に求められる医療を、継続的、安定的に提供していくためには、病院が安定した経営の下で、維持されていかなければならない。そして、何より、必要な医療スタッフが確保され、意欲的に働ける病院であることが必要である。 市立病院では、これまで、これらのことに、「地方公営企業法全部適用」という枠組みの中で取り組んできたが、様々な制約から必ずしも的確に対応できているとはいえなかった。 こうしたことから、経営形態といった病院の枠組みに踏み込んだ検討を行うため、平成２４年５月に「広島市立病院経営改善方策検討委員会」を設置し、同年１１月に同委員会から「地方独立行政法人へ移行することが望ましい。」との最終報告を受けた。こうした検討等を踏まえ、本市では、病院の抱える課題や今後の病院を取り巻く環境変化に的確に対応し、安定した経営の下、より充実した医療サービスを提供していくため、今般、「地方独立行政法人広島市立病院機構」（以下「市立病院機構」という。）を設立することとした。 市立病院機構が、自律性、機動性、透明性という地方独立行政法人制度の特長を最大限に生かしながら、本市の医療施策上必要とされる医療や高度で先進的な医療の提供、医療に関する調査・研究、地域医療の支援等を行い、市民の健康の維持及び増進に寄与することを求め、ここに市立病院機構に示す基本的な方針である中期目標を定める。	地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「府立病院機構」という。）は、都道府県立病院では全国で初めて設立された地方独立行政法人であり、平成 18 年度の設立以降、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及びこれらを支える「安定的な病院経営の確立」を基本理念として、府立の５病院の運営・改革に取り組んできた。 設立から平成 22 年度までの第 1 期中期目標期間中においては、府立病院機構職員が一丸となって、５病院の機能分担と連携のもと府民ニーズや新たな医療課題に適切に対応し、診療機能の充実・強化及び経営改善を図り、質の高い医療サービスの効果的な提供に努めてきた結果、設立当初の不良債務を目標期間中に解消できる見込みとなった。 一方、医師・看護師など医療人材不足が深刻化する中で、新型インフルエンザなど感染症対策や救命救急医療の強化、がん対策の充実、難病への対応など、高度専門医療を担う府立病院の責務はますます高まりつつある。 また、近年の医療技術の進展はめざましく、化学療法、放射線療法など新たながん治療法の開発・普及など高度先進医療を担う府立の病院にふさわしい施設・医療機器を備え、府民の期待に応えていく必要がある。 第 2 期中期目標においては、安定的な収支構造の確立を前提に、こうした課題に的確に対応できるよう、高度専門医療を行うための施設、医療機器の整備や優秀な医療人材を育成・確保するための環境整備など、将来に向けた投資を着実に行之、さらなる医療技術・医療サービスの向上、経営改善を目指すこととする。 また、医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、より機動的かつ自律的な病院運営体制の構築に取り組んでいく。 第 2 期中期目標の策定にあたっては、地方独立行政法人としての第 1 期中期目標期間中の経営面・運営面における実績を踏まえ、引き続き現行の運営形態を維持・継続することとし、さらに第 1 期に引き続き 3 つの基本理念を継続しつつ 5 つの病院の機能分担と連携のもと、さらなる自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、患者及び府民の信頼に最大限応えていくことを期待する。 また、大阪府域全体で最適となるよう医療資源の有効活用を図り、新たな大都市制度における公立病院として適切な役割を担うため、大阪府市統合本部において示された基本的方向性を踏ま	本県の県立病院は、地域の要請を受けながら整備が進められ、現在では須坂、駒ヶ根、阿南、木曽、こどもの５病院が、県の医療政策を担う病院として、地域医療や高度・専門医療を提供している。 近年、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、県立病院が今後とも「安心で質の高い医療」を継続的かつ効率的に提供していくためには、安定した経営基盤を確立する必要がある。 県は、県立病院を時代の変化に即応できる組織として、また、医師をはじめとする医療従事者が集い、常に質の高い医療が提供できる組織として機能させるためには地方独立行政法人という経営形態が最もふさわしいと判断した。 県は、ここに次の項目を基本とする中期目標を、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）に示すものであるが、病院機構は常に県民への責任を認識し、法令遵守はもとより高い倫理観に支えられた組織として、その責務を全うするとともに、従来の行政機関としては発揮し得なかった、柔軟かつ自由な発想のもとに、効果的な業務運営に取り組むことにより、県立病院として求められる公的使命を積極的に果たしていくことを望むものである。	神奈川県立の足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター芹香病院、精神医療センターせりがや病院、がんセンター及び循環器呼吸器病センター（以下「県立病院」という。）は、県民の医療ニーズに対応するため、それぞれの県立病院の特性に応じた医療機能の充実を図るとともに、さまざまな経営改善を行い、県立病院としての役割を果たしてきた。 しかし、国の医療制度改革や診療報酬改定、疾病構造の変化に伴う医療ニーズの高度化・多様化等、県立病院を取り巻く環境は、大きく変化しており、県立病院の経営は厳しさを増している。 一方、今後、我が国の医療提供体制を見通した中で、県立病院が担うべき役割はますます増大していくことが考えられる。 今後とも県立病院として、高度・専門医療の提供や地域医療の支援等を行うことによって、県民医療を確保し、県内の医療水準の向上に寄与していく責務がある。 そこで、県立病院のあり方を総合的に検討するため、平成 19 年５月に「神奈川県立病院あり方検討委員会」を設置し、同年 12 月に同委員会から提出された報告書を踏まえ、平成 20 年３月に神奈川県は、指定管理者制度を導入した神奈川県立汐見台病院を除いた県立 6 病院について一括して一般地方独立行政法人に移行する方針を決定した。この方針に基づき、平成 22 年４月から地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）を設立することとした。 県立病院機構は、①県の政策医療として行う高度・専門医療、②広域的な対応が必要な救急医療、災害時医療、感染症医療、③地域の特殊性等から地域だけでは実施が困難な医療、④各県立病院の特性を生かした医師・看護師等医療従事者の人材育成等の基本的な役割・機能を引き続き担い、質の高い医療を安全で安心な形で、かつ患者の視点に立って提供していくことが重要な役割である。 また、県立病院機構は、地方独立行政法人制度の利点を生かして、医療環境や経営状況に応じた柔軟で弾力的かつ効率的な病院経営を行い、経営改善の効果を県立病院の医療機能の充実に生かすとともに、県の医療・保健・福祉機関との連携を図り、今後とも県民が求めている良質で分かりやすい医療を県民負担の軽減に努めながら、安定的、継続的に提供していくものとする。

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構																								
	え、大阪府として決定した府市病院統合に向けた検討を進めていく。																										
第１ 中期目標の期間 平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの４年間とする。	第１ 中期目標の期間 平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日までの５年間とする。	第１ 中期目標の期間 平成２２年４月１日から平成２７年３月３１日までの５年間	第１ 中期目標の期間 平成２２年４月１日から平成２７年３月３１日までの５年間とすること。																								
第２ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １ 市立病院として担うべき医療 市立病院は、それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供すること。 (1) 広島市民病院、安佐市民病院 総合的で高水準な診療機能を有する本市の中核病院として、引き続き、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心として高度で先進的な医療を積極的に提供すること。 安佐市民病院は、本市の北部だけでなく、市域、県域を越えた北部地域の中核病院としての機能の拡充を図ること。 ア 広島市民病院は、初期救急から三次救急までの救急医療を提供するとともに、本市が進める救急医療コントロール機能の中心的な役割を担うこと。また、安佐市民病院は二次救急医療機関であるが、北部地域の救急医療体制の実態を踏まえ、引き続き実質的な三次救急医療の提供を行うこと。 イ 地域がん診療連携拠点病院として、豊富な治療実績を生かし、引き続きがん診療機能の充実を図ること。 ウ 広島市民病院は、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦や新生児への周産期医療を提供すること。 エ 災害拠点病院として、災害時に、迅速かつ適切な医療提供ができる体制の確保を図ること。 オ 安佐市民病院は、へき地医療拠点病院として、また、市域、県域を越えた北部地域の中核病院として、北部地域医療機関に対する医師の派遣や医療従事者の研修等の支援に取り組むこと。 (2) 舟入市民病院 小児科の２４時間３６５日救急診療や年末年始救急診療等を行う「初期及び二次救急医療機関」、また、市内唯一の「第二種感染症指定医療機関」として、市民生活に不可欠な医療を提供すること。 ア 小児救急医療拠点病院として、引き続き安定的な小児救急医療の提供に取り組むとともに、小児心療科等の小児専門医療を提供すること。 イ 第二種感染症指定医療機関として、引き続き感染症患者の受入体制を維持すること。併せて、感染症法の	第２ 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 府立病院機構は、大阪府の医療施策として求められる高度専門医療を提供するとともに、府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持及び増進に寄与するため、府立の病院を運営すること。 府立の各病院は、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、機能強化に必要となる施設整備などを計画的に進めること。 また、府域における医療水準の向上を図るため、地域の医療機関との連携・協力体制の強化等を図ること。 さらに、患者や府民の目線に立ってその満足度が高められるよう、各病院において創意工夫に努めること。 <table><tr><th>病院名</th><th>基本的な機能</th></tr><tr><td>大阪府立急性期・総合医療センター</td><td>救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障がい者医療及びリハビリテーション医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修</td></tr><tr><td>大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター</td><td>呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修</td></tr><tr><td>大阪府立精神医療センター</td><td>精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障がい者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修</td></tr><tr><td>大阪府立成人病センター</td><td>がん・循環器疾患に関する診断、治療及び検診 がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修</td></tr><tr><td>大阪府立母子保健総合医療セン</td><td>母性及び小児に対する高度専門医療 周産期疾患・小児疾患・母子保健等に関</td></tr></table>	病院名	基本的な機能	大阪府立急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障がい者医療及びリハビリテーション医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修	大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修	大阪府立精神医療センター	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障がい者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修	大阪府立成人病センター	がん・循環器疾患に関する診断、治療及び検診 がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	大阪府立母子保健総合医療セン	母性及び小児に対する高度専門医療 周産期疾患・小児疾患・母子保健等に関	第２ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。 １ 地域医療、高度・専門医療の提供 (1) 地域医療の提供 ア 地域医療の提供（須坂、阿南、木曽病院） 地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。 イ へき地医療の提供（阿南、木曽病院） へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療を行うこと。 また、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。 ウ 介護老人保健施設の運営 地域医療を補完するため、阿南、木曽介護老人保健施設の運営を行うこと。 (2) 高度・専門医療の提供 ア 感染症医療の提供（須坂病院） 県内唯一の第一種感染症指定医療機関、結核指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院として、県の感染症対策の一翼を担い、その役割を果たすこと。 イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根） 県の政策的な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期医療を充実し、児童思春期精神疾患の専門医療及びアルコール・薬物依存症の入院専門医療を提供すること。 ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院） 県における高度小児医療を担う病院として、二次医療圏では対応できない高度な小児医療及び救急救命医療を提供すること。 「総合周産期母子医療センター」は、信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながらその役割を果たすこと。 エ がん診療機能の向上（須坂、阿南、木曽、こども病院） 県立病院のがん診療機能の向上を図ること。 (3) 災害医療の提供 長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。また、木曽病院は木曽地域（二次医療圏）における災害拠点病院としての役割を果たすこと。	第２ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 医療環境の変化や県民の医療ニーズ等を踏まえて、県の政策医療として行う高度・専門医療等、質の高い医療を提供すること。 なお、各県立病院の基本的な機能、診療科目及び病床数は次の表のとおり。 また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保し、安全で安心な医療を提供すること。 さらに、患者の意見を反映して、より利用しやすい患者の視点に立った病院運営を行うとともに、県の医療水準を向上させるため、医療人材の確保・育成に取り組むこと。 <table><tr><th>病院名</th><th>基本的な機能</th><th>診療科目</th><th>病床数</th></tr><tr><td>神奈川県立足柄上病院</td><td>１ 地域の中核的医療機関としての患者の診療（助産を含む。）及び看護 ２ 検診 ３ 健康相談及び保健衛生指導 ４ 医師その他の医療関係技術者の研修</td><td>内科、精神科、神経内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科</td><td>264</td></tr><tr><td>神奈川県立こども医療センター</td><td>１ 疾病を有する小児、妊産婦等の診療及び看護 ２ 健康相談及び母子保健衛生指導 ３ 小児医学及び周産期医学に關す</td><td>母性内科、児童・思春期精神科、神経内科、小児科、循環器内科、アレルギー科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科</td><td>419</td></tr></table>	病院名	基本的な機能	診療科目	病床数	神奈川県立足柄上病院	１ 地域の中核的医療機関としての患者の診療（助産を含む。）及び看護 ２ 検診 ３ 健康相談及び保健衛生指導 ４ 医師その他の医療関係技術者の研修	内科、精神科、神経内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	264	神奈川県立こども医療センター	１ 疾病を有する小児、妊産婦等の診療及び看護 ２ 健康相談及び母子保健衛生指導 ３ 小児医学及び周産期医学に關す	母性内科、児童・思春期精神科、神経内科、小児科、循環器内科、アレルギー科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科	419
病院名	基本的な機能																										
大阪府立急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障がい者医療及びリハビリテーション医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修																										
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修																										
大阪府立精神医療センター	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障がい者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修																										
大阪府立成人病センター	がん・循環器疾患に関する診断、治療及び検診 がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修																										
大阪府立母子保健総合医療セン	母性及び小児に対する高度専門医療 周産期疾患・小児疾患・母子保健等に関																										
病院名	基本的な機能	診療科目	病床数																								
神奈川県立足柄上病院	１ 地域の中核的医療機関としての患者の診療（助産を含む。）及び看護 ２ 検診 ３ 健康相談及び保健衛生指導 ４ 医師その他の医療関係技術者の研修	内科、精神科、神経内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	264																								
神奈川県立こども医療センター	１ 疾病を有する小児、妊産婦等の診療及び看護 ２ 健康相談及び母子保健衛生指導 ３ 小児医学及び周産期医学に關す	母性内科、児童・思春期精神科、神経内科、小児科、循環器内科、アレルギー科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科	419																								

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構		長野県立病院機構	神奈川県立病院機構			
改正による担当疾病の変更や受入患者数の大幅な減少を踏まえ、感染症病床数の見直しを行い、見直しにより生じるスペースをより機能的な病棟業務を行うための環境整備や病院全体の機能向上のために活用すること。	ター	する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	(4) 医療観察法（※）への対応 こころの医療センター駒ヶ根を、医療観察法に基づく指定入院医療機関として整備し、その運営を行うこと。 （※） 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）		る調査及び研究 4 医師その他の医療関係技術者の研修 5 肢体不自由児施設（50 床）及び重度心身障害児施設（40 床）の運営		
ウ 病院機能の有効活用を図る観点から、広島市民病院との連携を強化することにより、双方が補完し合う関係を構築すること。	1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上 (1) 府の医療施策推進における役割の発揮 ① 各病院の役割に応じた医療施策の実施 府立の各病院は、健康医療行政を担当する府の機関と密接に連携・協力しながら、法令等に基づき府の実施が求められる医療、府の政策課題として担うべき医療、他の医療機関では対応が困難な医療など、各病院の特性に応じて府の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。 特に、法令改正や医療施策の動向などを踏まえ、第 2 期において新たに取り組むべき医療施策を次のとおり示す。		2 5 病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献 (1) 5 病院のネットワークを活用した医療機能の向上 ア 県立病院間の診療協力体制の充実強化 各県立病院の特長を活かした相互協力体制を構築すること。 県立病院間における医師等の派遣などにより、医療供給体制の充実を図ること。 イ 情報の共有化と活用 各県立病院が保有する情報を共有できるネットワークシステムの構築を進め、各種データを活用して医療機能の向上を図ること。なお、システム構築に当たっては、セキュリティの確保に十分な配慮をすること。	神奈川県立精神医療センター芹香病院 神奈川県立精神医療センターせりがや病院	1 精神障害者全般の診療及び看護（芹香病院） 2 アルコール依存症患者、薬物依存症患者等の診療及び看護（せりがや病院） 3 精神科医療に関する調査及び研究（芹香病院、せりがや病院） 4 医師その他の医療関係技術者の研修（芹香病院、せりがや病院）		388
(3) リハビリテーション病院・自立訓練施設 脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者に対する高度で専門的な医療及び訓練等の一貫したリハビリテーションサービスを提供すること。 ア リハビリテーション病院は、急性期医療を終えた患者に対して、高度で専門的な回復期リハビリテーション医療を提供すること。 特に、広島市民病院、安佐市民病院との連携を強化し、急性期の疾病治療・リハビリテーションから回復期のリハビリテーションが、連続的、一体的に提供できるようにすること。 イ 自立訓練施設は、リハビリテーション病院退院者の受入れなど病院との連携を図りながら、利用者の家庭や職場、地域での生活の再構築のための訓練等を行うこと。 ウ リハビリテーション病院及び自立訓練施設は、利用者の様々な相談に応じるとともに、地域の医療・保健・福祉機関と連携して、退院・退所後の生活を支援すること。また、同一施設内の本市身体障害者更生相談所が取り組む、地域の身体障害者の相談支援や地域リハビリテーションなどの活動にも関わり、総合的なリハビリテーションサービスを提供すること。 エ リハビリテーション病院と他の市立病院間で、リハビリテーション医療に従事する医師や療法士等の異動、派遣等の交流を進め、リハビリテーション医療の質の向上と、市立病院におけるリハビリテーション医療の安定的な提供を図ること。 オ リハビリテーション病院は、病院の立地条件を生かし、デルタ地帯が被災した場合に備え、市立病院のバックアップ機能を強化すること。	ア 新型インフルエンザをはじめとする感染症対策において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく二類感染症患者の受入れに対応するなど、府域の医療機関の先導的役割を果たすこと。 イ 府域における救急医療の一層の強化を図るため、高度救命救急医療を担う基幹的な救命救急センターとしての役割を果たすとともに、重症小児患者や未受診妊産婦等の積極的な受入れ、精神科救急と一般救急の連携など、一層の機能強化を図ること。 ウ がんの集学的治療の提供や緩和ケア医療の推進など、府のがん医療全般における先導的役割を果たすとともに、府のがん対策に対する政策提言機能の一層の強化を図ること。 エ 重症病児の在宅医療への移行を支援するため、保健所や地域関係機関との連携による在宅医療支援モデルを構築するなど機能の強化を図ること。 オ 発達障がいなど子どもの心の問題に対応するため、子どもの心の診療拠点としての機能強化に努め、府域の医療機関の先導的役割を果たすこと。 ② 診療機能の充実 各病院が府の医療施策における役割を着実に果たし、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応できるよう、診療機能の充実を図ることとし、あわせて数値目標の設定に努めること。 また、患者動向や医療需要の変化に即して、診療部門の充実や見直しなどを行うこと。 さらに、必要に応じて、国内外の医療機関との人材交流を行い、医療水準のさらなる向上を目指すこと。 ③ 新しい治療法の開発・研究等 成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいては、病院、研究部門及び調査部門が連携し、疫学調査や診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究を推進すること。また、大阪府がん登録事業など府の健康		② 地域の医療機関との連携等 ア 地域の医療機関との連携 地域との連携体制を強化し、他の医療機関との機能分担を進めて、患者紹介・逆紹介を積極的に行うなど、県立病院の持つ医療機能を効率的・効果的に提供できる体制づくりを進めること。 イ 地域の医療機関への支援 各県立病院の持つ人的・物的な医療資源を活用した地域医療機関への支援体制を充実させ、地域医療全体の機能向上を図ること。	神奈川県立がんセンター	1 がんその他の疾患患者の診療及び看護 2 がんに関する調査及び研究 3 医師その他の医療関係技術者の研修	血液内科、腫瘍内科、精神科、呼吸器内科、呼吸器外科、消化器内科、循環器内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、腫瘍整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、頭頸部外科、放射線科、放射線治療科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、緩和ケア内科	415
2 医療の質の向上 (1) 医療需要の変化、医療の高度化への対応 医療需要の変化、医療の高度化に的確に対応した医療が提供できるよう、医療スタッフの知識や技術の向上、診療科の再編などによる診療体制の充実を図るとともに、医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。 (2) 医療の標準化の推進 良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するため、クリニカルパス（疾病別に退院までの治療内容を標準化した計画書）の活用の拡大を図ること。			3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供 (1) より安心で信頼できる医療の提供 ア 医療安全対策の実施 安全で安心な医療を提供するために、医療事故等を防止するための医療安全対策を徹底するとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。同時に、医薬品及び医療機器に係る安全管理体制を整備すること。 イ 患者中心の医療の実践 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。 患者に対する十分な説明と同意（インフォームド・コンセント）に基づいた医療サービスを提供するとともに、クリニカルパス（入院患者の治療計画を示した日程表）の適用を進め、患者や家族の負担軽減を図りながら効果的な治療を行うこと。 また、患者が安心できるセカンドオピニオン（診断や治療方法について主治医以外の医師の意見を聞くこと。）の実施に努めること。 ウ 適切な情報管理	神奈川県	1 結核性疾患患者、呼吸	呼吸器内科、循環器内科、呼吸器外科、心臓血管外科、麻酔科、	239

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構			
(3) チーム医療の推進 診断技術や治療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが、診療科や職種を越えて連携し、それぞれの専門性を生かし、質の高い医療の提供を推進すること。 (4) 医療の安全確保の徹底 市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じること。 (5) 医療に関する調査・研究の実施 高度で先進的な医療の提供及び地域の医療水準の向上を図るため、職員の自主的な研究活動を支援するとともに、研究成果の情報発信に努めること。また、治験に積極的に取り組むこと。 3 患者の視点に立った医療の提供 (1) 病院情報の提供 診療内容や治療実績など、患者等が病院を選択する上で必要な情報や、病院の現状や地域の医療機関との役割分担に係る市民の理解を促進する情報を積極的に提供すること。 (2) 法令・行動規範の順守 市立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令はもとより行動規範を順守し、適正な病院運営を行うこと。 また、個人情報保護及び情報公開に関しては、本市条例等に基づき適切に対処すること。 (3) 患者等への適切な医療情報の提供、説明 ア 患者の権利を尊重し、信頼と満足を得られる医療を提供するため、インフォームド・コンセント（患者自身が医療内容を理解・納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者に十分な説明を行った上で同意を得ること。）を徹底すること。 イ 他の医療機関の患者等が、診断や治療方針の理解を深め、患者に合った診療を選択するため、セカンドオピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くこと。）を実施すること。 (4) 相談機能の強化 安心して医療を受けることができるよう、疾病や治療に関する不安や、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応すること。 (5) 患者サービスの向上 常に患者やその家族の立場を考え、温かく心のこもった対応ができるよう、職員の接遇の一層の向上を図ること。 また、患者等のニーズを的確に捉え、療養環境の改善や待ち時間等の短縮などに取り組むとともに、ボランティアの協力を得て、よりきめ細やかなサービスの提供に努めること。	づくり施策の基礎となる調査を行うこと。さらに、他の病院においても、それぞれの高度専門医療分野において、調査や臨床研究を推進すること。 各病院において、府域の医療水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを積極的に行うこと。 また、治験についても、治療の効果や安全性を高めるなど、新薬開発等への貢献の観点から、積極的に推進すること。 (4) 災害や健康危機における医療協力等 災害時において、大阪府地域防災計画に基づき、府の指示に応じるとき、又は自ら必要と認めたときは、基幹災害医療センター及び特定診療災害医療センターとして患者を受け入れるとともに、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。 また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、府の関係機関と連携しながら、府域の医療機関の先導的役割を担うこと。 (2) 診療機能充実のための基盤づくり ① 優秀な医療人材の確保・育成 各病院の医療水準の向上を図るため、医師や看護師をはじめ、優れた医療人材の確保に努めること。 また、優秀な人材を育成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりを進めるとともに、職員の職務に関連する専門資格の取得など、自己研鑽・研究をサポートする仕組みづくりを進めること。 さらに、勤務形態の多様化など、働きやすい環境づくりに努め、機構職員をはじめ、外部の医療従事者にとっても魅力ある病院を目指すこと。 ② 施設及び医療機器の計画的な整備 各病院における診療機能の充実、医療の安全性向上及び患者・府民の満足度向上を図るため、医療機器の更新及び施設改修を計画的に進めること。 また、精神医療センター及び成人病センターの建替え並びに母子保健総合医療センターの手術棟整備について、着実に推進すること。 (3) 府域の医療水準の向上への貢献 ① 地域医療への貢献 地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、患者に適した医療機関への紹介を進めつつ、紹介された患者の受入れに努め、紹介率・逆紹介率の向上を図ること。 また、地域の医療水準の向上等の観点から、高度医療機器の共同利用の促進、医師等による医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への医師等の派遣などを進めること。 ② 府域の医療従事者育成への貢献 臨床研修医及びレジデントを積極的に受け入れるほか、他の医療機関からの研修及び看護師や薬剤師等の実習について積極的に協力するなど、府域における医療従	長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例に基づき適切な情報管理を行うこと。 特にカルテなどの個人情報の保護を徹底するとともに、患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。 エ 電子化の推進 医療の質的向上や安全性向上のため、電子カルテシステムを順次導入し、業務の電子化を進めること。 オ 医療機器の計画的な更新・整備 良質な医療を持続的に提供することができるように、資金計画を策定した上で医療機器の更新・整備を進めること。 (2) 患者サービスの一層の向上 ア 診療待ち時間の改善 外来診療・検査等の待ち時間の改善に努め、患者サービスを向上させること。 イ 患者の満足度の向上 患者を対象とした満足度調査を定期的に行い、患者サービスの改善に努めること。 ウ 患者の利便性向上 クレジットカードによる料金支払いやコンビニエンスストアでの料金収納など、患者の利便性の向上に資する取り組みを行うこと。 また、ホームページ等を通じて病院情報を積極的に公開すること。 (3) 地域との協力体制の構築 ア ボランティア団体、市町村等との連携 県立病院への理解を深め、医療サービスの向上を図るため、地域やボランティア団体、市町村等との連携を強化し、協力体制を構築すること。 また、積極的に広報活動を行って、地域住民の県立病院に対する理解を深めてもらう努力をすること。 イ 病院運営に関する地域の意見の反映 県立病院の運営について、地域住民の意見を取り入れる組織を設置し、地域との積極的な連携を図ること。 4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献 (1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実 ア 研修体制の構築 (ア) 研修システムの構築 各県立病院の持つ特長を活かした研修システムを構築し、研修体制を強化することにより医師をはじめとする職員の知識・技術の向上を図ること。 (イ) 臨床研修医の積極的な受入れ 魅力ある研修システムを構築し、初期（卒後）臨床研修医及び後期（専門）臨床研修医の確保に努め、県内医療機関への定着を図ること。 (ウ) 認定資格等の取得の推進 認定看護師・専門看護師の資格取得を促し、看護水準の向上を図ること。	立 循 環 器 呼 吸 器 病 セ ン ター	器 疾 患 患 者 及 び 循 環 器 疾 患 患 者 の 診 療 及 び 看 護 2 肺疾患及 び心臓疾患 に関する専 門検診 3 循環器疾 患及び呼吸 器疾患に関 する調査及 び研究 4 医師その 他の医療関 係技術者の 研修	放射線科	
			1 質の高い医療の提供	県立病院は、その役割を明確化し、他の医療機関との役割分担や連携を図るとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズ等に対応して、医療提供体制の充実に努めること。		
			また、県立病院の有する医療資源を効率的に活用し、より多くの県民に質の高い医療を提供すること。			
			(1) 医療機能の充実	中期目標の期間内における各県立病院の主な方向性として、次のとおり、医療機能の充実に努めること。		
			ア 足柄上病院	地域の中核的医療機関として、内科、小児科、外科、産婦人科等の診療科における医療を提供するとともに、救急医療・産科医療の充実に努めること。		
			イ こども医療センター	県内唯一のこどもの専門病院として、心疾患、がん治療、障害児医療、思春期医療、稀少疾患医療等の高度・専門医療及び小児の緩和ケアの充実に努めること。		
			ウ 精神医療センター 芦香病院・せりがや病院	芦香病院においては、精神科 24 時間救急の基幹病院として、精神科救急医療を実施するとともに、せりがや病院においては、アルコール・薬物依存症専門病院としての医療を実施すること。		
			エ がんセンター	神奈川県のがん対策を総合的に進め、都道府県がん診療連携拠点病院※ 3 としての機能の充実に努めるため、がんに関する高度・専門医療、外来化学療法、放射線治療及び緩和ケアの充実に努めること。		
				また、がんの診断や治療に関する人材を育成すること。		

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構
4 地域の医療機関等との連携 (1) 地域の医療機関との役割分担と連携 地域の医療機関との適切な役割分担の下、紹介患者の受入れ・患者の紹介を積極的に行うなど、地域の医療機関との連携を図ること。 また、地域連携クリニカルパス（治療を行う複数の医療機関が治療方針を共有するための診療計画書）を作成・運用し、他の医療機関との連携により、一貫性のある医療を提供すること。 (2) 地域の医療機関への支援 市立病院が保有する高度医療機器の共同利用や、地域の医療従事者を対象としたオープンカンファレンス等の開催などにより、地域の医療機関を支援すること。 (3) 保健機関、福祉機関との連携 高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化に対応するため、保健所等と連携し、疾病の予防や再発防止に取り組むこと。また、退院後の介護等に対する支援を強化するため、介護施設や介護サービス事業所等との連携を図ること。 5 市立病院間の連携の強化 (1) 市立病院は、病院間相互に連携し各病院の医療機能を補完し合い、病院群全体として、本市の医療施策上必要な医療を提供するとともに、一つの病院群として、各病院の役割の見直しや連携強化などを進めることで、効率的、効果的な病院運営を行うこと。また、本市が指定管理で運営している安芸市民病院についても、引き続き連携を図ること。 (2) 市立病院間で診療情報の円滑な伝達や共有化等を図り、より効率的で質の高い医療を提供するため、病院総合情報システム（電子カルテシステムを中心とした医療情報を電子化して総合的に活用するシステム）の更新に取り組むこと。 6 保健医療福祉行政への協力 本市が実施する保健医療福祉施策の実施に協力すること。	事者の育成に貢献すること。 ③ 府民への保健医療情報の提供・発信 府民を対象とした公開講座の開催、府が進める健康医療施策に係る啓発、ホームページを活用した情報発信などを積極的に行い、保健医療情報の発信及び普及啓発に努めること。 (4) より安心で信頼できる質の高い医療の提供 ① 医療安全対策等の徹底 府民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図るとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。 ② 医療の標準化と最適な医療の提供 患者負担を軽減しながら、より短い期間で効果的な医療を提供するため、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）を活用して、質の高い医療を提供すること。 ③ 患者中心の医療の実践 「医療の中心は患者である」という認識のもと、患者の権利の尊重を徹底すること。 そのためには患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者との合意をいう。）を徹底すること。 さらに、患者やその家族を支援する観点から、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の専門医の意見を聞くことをいう。）や医療相談などを実施すること。 2 患者・府民の満足度向上 質の高い医療を提供するとともに、患者や来院者のニーズを把握しつつ、サービスの向上に努めることにより、患者や府民の満足度を高めること。 (1) 院内環境等の快適性向上 院内の快適性向上や患者のプライバシー確保の観点から、施設や設備の改修・補修などを実施すること。 また、利便性の向上についても、患者や来院者のニーズにきめ細かく対応して、効果的な取組に努めること。 (2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善 外来診療において、診療、会計などで発生している待ち時間を短縮するとともに、受診時の負担感の軽減を図ること。 また、医療機器の稼働率の向上を図るなど、検査待ちや手術待ちについても改善を図ること。 (3) N P O やボランティアとの協働 N P O やボランティアの協力を得て、患者・府民の目線に立ったサービス向上のための取組を進めること。	医療技術職を対象とした専門的な研修体制等を充実するとともに、病院機能の向上に資する認定資格の取得を奨励し、技術水準の向上を図ること。 (エ) 大学院等への就学支援 県立病院で働きながら、大学院等で学べるシステムを導入して、医療従事者の資質の向上を図ること。 イ 医療従事者の確保 多様な勤務形態の導入及び診療等に専念できる環境の整備等を進め、医師をはじめとする医療従事者の確保に努めること。 ウ 医療関係教育機関等への支援 県立看護専門学校等の医療関係教育機関へ職員を講師として派遣するとともに、実習の受入れ等を積極的に行い、県内医療従事者の育成に貢献すること。 (2) 医療に関する調査及び研究 ア 診療情報等の活用 診療等を通じて得られる診療情報を医療の質の向上のために活用すること。また、他の医療機関へも情報提供を行い、県内の医療水準の向上に努めること。 なお、個人情報の取扱いには十分留意すること。 イ 地域への情報発信 県立病院で行った調査及び研究の成果をホームページや地域との懇談会等を通じて公開していくこと。 ウ 医療に関する試験研究への参加 治験（国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験）や医療に関する研究開発事業等に積極的に参加し、医療水準の向上に資すること。	オ 循環器呼吸器病センター 循環器・呼吸器疾患の専門病院として、心疾患治療及び肺がん治療等の充実に努めること。 また、結核医療を継続的に実施すること。 (2) 医療機器・施設整備の推進 医療機器については、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案して計画的に更新、整備に努めること。 また、病院施設については、老朽化の状況や求められる機能を踏まえ、今後担うべき診療機能にふさわしい整備を進めること。 ア がんセンターの総合整備の推進 がんセンターについては、都道府県がん診療連携拠点病院の役割を果たすため、平成 25 年度中の診療開始を目指して、P F I 事業等による総合整備を着実に推進すること。 また、がんセンターの機能充実を図るため、平成 26 年度からの治療開始を目指し、重粒子線治療装置※4 の導入を進めること。 イ 精神医療センターの総合整備の推進 精神医療センターについては、医療観察法※5 等、新たな精神科医療への対応や、建築後約 40 年経過し老朽化が進んでいること等の課題があることから、芹香病院とせりがや病院の一体化を含めた総合整備計画の推進に努めること。 (3) 地域医療連携の強化 地域の医療機関と適切な役割分担に基づく連携を図り、県全体として効率的な医療の提供に努めること。 (4) 臨床研究の推進 高度・専門医療を担う県立病院として、調査や臨床研究を推進すること。 また、各病院のそれぞれの機能を生かして、医薬品等の新規承認や適用拡大に寄与するため治験を推進すること。 2 安全で安心な医療の提供 患者の理解と信頼を得た安全で安心な医療を提供するため、看護体制を整備するとともに、医療安全対策や感染症対策、災害対策等を推進すること。 (1) 安全で安心な医療を支える医療体制の整備 県立病院が担う安全で安心な医療を支えるため、医療体制を整備するとともに、各病院の基本的な機能を踏まえた手厚い看護の実施に努めること。 (2) 医療安全対策の推進 医療事故を未然に防止し、患者の安全を守り、患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全対策を推進すること。 (3) 感染症対策の強化 院内感染防止対策を強化するとともに、感染管理体制を充実することにより、感染症に関する取組を進めること。 (4) 災害対策の推進

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構
			災害発生等における災害医療拠点病院及び地域における災害時医療を担う病院としての役割を果たすこと。 また、災害発生等に備えて、医薬品等を備蓄するとともに、定期的に防災訓練等を実施すること。 (5) 情報セキュリティの強化 個人情報の保護を徹底するため、情報システムにおけるセキュリティ対策を強化すること。 また、職員に対して情報セキュリティの必要性を周知徹底する等、個人レベルでの情報セキュリティのために必要な取組を進めること。 3 患者の視点に立った病院運営 患者の視点に立った病院運営を進めるため、患者自らが理解して適切な医療を受けられるよう、分かりやすい説明、相談、情報提供等を行うこと。 また、患者等の意見を反映して、より利用しやすい病院運営を目指すこと。 (1) 患者にとって分かりやすい医療の提供 患者・家族が治療内容をよく理解し、納得して医療を受けられるような取組を進めること。 また、患者や家族が安心して医療を受けられるよう、医療、福祉の多様な相談に対応すること。 さらに、患者満足度を調査し、意見の反映に努め、患者の視点に立った病院運営を目指すこと。 (2) 県民への病院・医療情報提供の充実 疾患・予防等に関する知識や県立病院が行う治療の方法と実績等を、広く県民に、分かりやすく情報発信し、普及・啓発を行うこと。 (3) 患者の利便性の向上 患者が治療に要する時間を短くして「時間の利益」を得られるよう、診療、検査、支払等の待ち時間の短縮や在院日数の適正化に努め、待機患者の減少を図ること。 また、診療費の支払方法の多様化等、患者の利便性の向上に努めること。 (4) ボランティア・NPOとの協働 様々な県民ニーズに対応したボランタリー活動を行うボランティアやNPOの協力を得て、療養の支援を図る取組を進めること。 4 医療人材の確保と育成 医療を提供する基盤である医師や看護師等の医療従事者の確保に努めるとともに、人材の育成に向けた研修等の充実に努めること。 (1) 医師の確保と育成 質の高い医療を継続的に提供するため、優秀な医師の確保に努めること。 また、初期臨床研修医及び後期臨床研修医等を積極的に受け入れ、次代を担う若い医師を育成するとともに、医師の専門性の向上に努めること。

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構
			(2) 看護師の確保と育成 質の高い看護を継続的に提供するため、看護師の確保に努めるとともに、看護師の能力を向上させるための研修を実施し、専門性を向上させるため、専門看護師及び認定看護師の資格取得を促進すること。 また、看護学生の実習を積極的に受け入れ、看護師の育成に寄与すること。 (3) コメディカル職員※6等の確保と研修の充実 コメディカル職員等について、必要な職員の確保に努めるとともに、研修の充実に努めること。 (4) 勤務環境の改善 看護師等を安定的に確保するため、ワークライフバランスをとりやすい多様な勤務形態を検討・実施する等、医療従事者が安心して働くことができるよう勤務環境の改善に努めること。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営体制の確立 市立病院機構は、中期目標、中期計画に掲げる目標、取組の達成を目指し、自律的、機動的な病院運営を行うこと。 そのため、理事会を中心とした組織体制を整備するとともに、市立病院機構内で適切な権限配分を行い、各病院長のリーダーシップの下、迅速で的確な意思決定ができるようにすること。 また、職員の積極的な経営参画意識を高め、業務改善に取り組む風土を醸成すること。 2 人材の確保、育成 (1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応するため、多様な採用方法・雇用形態を取り入れ、必要な時に必要な医療スタッフ等の人材を確保すること。 (2) 事務職員の専門性の向上 医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応するため、戦略的な病院経営を企画・立案できる事務職員を確保・育成すること。 (3) 研修の充実 ア 医療スタッフの専門性や医療技術の向上を図るため、院内研修の充実や各種学会・研修会への参加、派遣研修など多様な研修機会の拡充を図ること。また、各種の資格取得のための研修参加を促進すること。 イ 教育研修機能の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。また、広島市立看護専門学校やその他の関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師等の医療スタッフの確保、育成に努めること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、将来にわたって基本理念を追求できるよう、さらに自律性・機動性の高い法人運営体制を目指すこと。 さらに、業務運営のさらなる改善を図ることで、経営改善の効果を将来に向けた投資につなぐことができるよう、安定的な経営基盤を確立すること。 1 自律性・機動性の高い組織体制の確立 (1) 組織マネジメントの強化 地方独立行政法人制度のメリットを活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善に取り組むことができるよう、各病院の自律性を発揮できる組織体制を目指すこと。 また、病院機構本部においては、各病院の経営支援が的確に行えるよう、経営手法の企画立案に関する戦略機能を強化すること。 ① 事務部門等の専門性の向上 事務部門等においては、病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。 また、府派遣職員については、危機管理への対応や府の医療施策の推進などに必要な人材を除き、平成 25 年度当初を目途に法人採用職員に切り替えること。 ② 業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入 職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、医療現場の実情を踏まえつつ、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適切な運用に努めること。 さらに、個々の職員の経験、職務能力、職責などの適正な評価に基づく給与制度を構築し運用すること。 ③ 自律的な組織体制の確立	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長である経営体としての柔軟性・自律性・迅速性を活かして業務運営の改善・効率化に努めること。また、情報通信技術の活用についても鋭意努めること。 1 組織運営体制の構築 (1) 柔軟な組織・人事運営 医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるように、的確な組織・人事運営を行うこと。 (2) 職員満足度の向上 職員の満足度が向上する働きやすい環境の整備に努めること。 (3) 医療組織にふさわしい人事評価制度の構築 医療組織に適した、職員の能力や業績を適正に評価する人事評価制度の構築を進めること。 (4) 多様な勤務形態の導入 多様な勤務形態を導入して、医師をはじめとする医療従事者の人材確保を図ること。 2 経営体制の強化 (1) 病院運営への参画 職員の業務改善に対する意欲を高めて、病院運営へ積極的に参画していく仕組みを作ること。 (2) 権限と責任の明確化 県立病院と病院機構本部の権限と責任を明確にして、迅速な意思決定ができるようにすること。 (3) 経営部門の体制強化 経営環境の変化に迅速かつ効果的に対応できる体制を充実強化すること。 病院特有の事務に精通した職員を育成・確保して専門性の向上を図ること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人として、自律的、機動的な病院経営を行うための業務運営体制を整備するとともに、地方独立行政法人制度の利点を生かして、より一層効率的・効果的な業務運営を行い、経営改善を図ること。 1 業務運営体制の確立 病院経営に関する意思決定を主体的に行い、迅速に実行に移すため、理事会及び本部事務局の体制を整備するとともに、効率的・効果的な業務運営を行うための体制を整備すること。 また、病院の経営企画機能を強化し、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる取組の実現に向けた体制を整備すること。 2 効率的・効果的な業務運営と経営改善 (1) 効率的・効果的な業務運営 ア 人事・予算の弾力的運用 人事・予算等を弾力的に運用できる制度を活用し、中期目標及び中期計画の枠の中で、医療ニーズに迅速に対応し、医師等の配置を弾力的に行うことや、予算を効率的・効果的に運用すること。 イ 事務職員の専門性の向上 県立病院機構で独自に事務職員を採用することにより、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成し、専門性の向上を図ること。 ウ 職員の経営参画意識の向上 職員の経営参画意識を醸成し、職員一人ひとりの「問題の認識と共有」による業務改善を推進するための取組を行うこと。 エ I Tの活用による効率的な医療提供の推進 I Tを活用することにより医療の情報化の推進に努めるとともに、症例データの蓄積と迅速な分析を可能とす

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構
3 弾力的な予算の執行、組織の見直し 地方独立行政法人制度の利点を十分に生かし、弾力的な予算執行、多様な契約方法の導入を進めるとともに、医療需要等の変化に即して、迅速・柔軟に組織や人員配置を見直すこと。 4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり (1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築 病院で働く医療スタッフ等が意欲的に働くことができるよう、法人の経営状況を踏まえつつ、職員の勤務実態や貢献度が適正に評価される人事・給与制度を構築すること。 (2) 適切な役割分担と業務の負担軽減 病院の実態に即して、医療スタッフの業務を補完する補助職員の採用等により、適切な役割分担の下、医療スタッフの負担軽減を図ること。 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進 子育て支援の充実など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むこと。 5 外部評価等の活用 会計監査人による監査、本市評価委員会による評価等に加え、患者等利用者の意見を踏まえ、法人の業務運営の改善を図ること。	診療機能の充実や経営改善に一層柔軟に取り組むことができる病院運営体制を確立するため、地方独立行政法人法等の改正を大阪府と連携して国に働きかけながら一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行を図ること。 (2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化 医療環境の変化や府民の医療ニーズに迅速に対応できるよう、勤務形態の多様化や各病院間の協力体制の整備を行い、診療科の再編や医療スタッフの配置を弾力的に行うこと。 (3) コンプライアンスの徹底 府立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。 個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号）及び大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）に基づき、府の機関に準じて適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。また、業務の情報化に対応して、情報セキュリティ対策に努めること。 さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。 2 経営基盤の安定化 (1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善 中期目標等を着実に達成できるよう、PDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。 中期目標及び中期計画の枠の中で、弾力的な予算の編成と執行を行うとともに、各病院の業務改善を促すため、各病院の改善状況等を予算に反映させるなど、効率的・効果的な業務運営に努めること。 (2) 収入の確保 医業収益を確保するため、より多くの府民に効率的に高度専門医療を提供するとともに、診療報酬改定に対応して診療単価向上のための取組を行うこと。 また、引き続き病床利用率など、収入確保につながる数値目標を設定すること。 さらに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止及び早期回収に努めること。 (3) 費用の抑制 人件費については、引き続き給与費比率の数値目標を設定し、給与水準や職員配置の適正化、業務の委託等により、人件費の適正化に努めること。 材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。	3 業務運営の改善 (1) 業務運営に必要な指標の把握と活用 クリニカルインディケーター（臨床評価指標）等を整備し、その指標に基づいた医療提供と病院経営が行える体制を構築すること。 (2) 効率的な予算の編成と執行 地方独立行政法人制度の特長を活かした、効率的・効果的な予算の編成と執行を行うこと。 (3) 病床利用率の向上 効率的な病床管理を行い、病床利用率の向上を図ること。 (4) 業務改善の評価 各県立病院の業務改善の成果が適正に評価され、病院機構の定める基準に従い当該県立病院に還元されるシステムを構築すること。	ることによって、医療内容の標準化を図り、効率的な医療の提供に努めること。 オ 効率的な事務執行の推進 効率的な事務執行を推進するため、契約事務の簡素化や多様な契約形態をとるとともに、物品調達の集約化を図ること。 (2) 経営改善の取組 ア 収益の確保 効率的・効果的な医療を提供することによって、より多くの県民に医療を提供すること。 また、各病院の特性に応じて適正な診療報酬を確保し、医業収益の確保に努めること。 イ 費用の削減 材料費や経費の節減に努めること。

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構
第４ 財務内容の改善に関する事項 経営の安定化の推進 ア 法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療を提供するために必要となる経費については、引き続き本市が負担するが、本市経費負担後の中期目標期間中の経常収支の黒字を維持すること。 イ 適正な在院日数や病床の管理、診療報酬改定への的確な対応、適切な未収金対策に引き続き取り組むとともに、長期契約など多様な契約手法の導入による調達コストの削減など、地方独立行政法人制度の利点を生かした効率的な病院運営を行うこと。	第４ 財務内容の改善に関する事項 地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、経営改善に取り組むこと。 また、その効果を診療機能の充実に活かしながら、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、安定的な経営基盤を確立すること。 特に、施設の建替え、増築、改修のほか、医療機器の更新など、多額の投資を行う必要があることから、将来の償還負担を十分に考慮し、長期的な経営の見通しを立てること。 経常収支比率及び医業収支比率については、引き続き数値目標を設定すること。	第４ 財務内容の改善に関する事項 病院機構は、経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、次の目標を達成すること。なお、県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。 １ 経常収支比率の均衡 中期目標期間内に経常収支比率 100％以上を達成 すること。 ２ 資金収支の均衡 中期目標期間内の資金収支を均衡させること。	第４ 財務内容の改善に関する事項 県立病院の医療機能を充実し、県民負担の軽減に努めながら、新たな課題に対応できる経営基盤を確保するため、健全な病院経営を行い、県立病院機構全体の財務内容の改善を図ること。 経営目標 業務運営の改善及び効率化を進め、より一層の経営改善に取り組むことにより、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率※７を 100％以上とすること。 また、医業収支比率※８を 133％以下とするよう努めること。
第５ その他業務運営に関する重要事項 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充 耐震性の向上と老朽化・狭あい化の解消、高度で先進的な医療機能の拡充等への対応を図るため、安佐市民病院の建替えを進めること。また、建替えに当たっては、本市と十分に連携して取り組むこと。	第５ その他業務運営に関する重要事項 大阪府域全体で最適となるよう医療資源の有効活用を図り、新たな大都市制度における公立病院として適切な役割を担うため、一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行を進めながら、大都市制度移行時に府市病院の法人を一体化する方向で検討を進めること。 大阪市南部医療圏における小児医療・周産期医療の充実などを図るため、平成 28 年度の供用開始を目指し、急性期・総合医療センター敷地内における新棟「大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）」の整備事業を着実に推進すること。 精神医療センターの再編整備について、平成 24 年度中の開院を目指して事業を着実に進めること。また、P F I 事業者の民間ノウハウを活用し、質の高いサービスを提供すること。 成人病センターの移転整備については、開院後のがん医療日本一の実現に向け、最新の施設や医療機器を整備し、がん医療の進展に対応した機能強化を図るとともに、手術件数、放射線治療件数、外来化学療法件数など、治療実績のさらなる向上を図るため、平成 28 年度中の開院を目指し事業を着実に進めること。 また、新成人病センター隣接地に整備する粒子線がん治療施設については、施設を整備運営する事業者と相互に連携し、府民に対して最先端のがん医療を提供することができるよう検討を進めること。 なお、府立病院機構の収支や事業者の運営状況を精査しながら、府立病院機構が取得する用地の確保が経営を圧迫しないよう、府として支援していく。 母子保健総合医療センター手術棟整備については、平成 22 年 1 月に策定した大阪府地域医療再生計画に基づき、小児重症患者への対応を強化するため、平成 25 年度中の竣（しゅん）工を目指し事業を着実に進めること。	第５ その他業務運営に関する重要事項 １ こころの医療センター駒ヶ根整備事業の推進 全面改築に着手したこころの医療センター駒ヶ根の施設整備を着実に進め、患者に対する治療、療養環境の向上を図ること。 ２ 阿南病院耐震化事業の推進 下伊那南部地域唯一の病院である阿南病院について、東海地震等に備えた耐震化のための改築を早期に進めること。	第５ その他業務運営に関する重要事項 人事に関する事項 (1) 適切な職員配置 経営効率の高い業務執行体制を構築するため、定型的な業務について委託を進めること等により、適切な職員配置に努めること。 また、医療ニーズの変化に適切に対応した看護師等、医療従事者の迅速・柔軟な採用・配置を行い、新たな政策課題に対しては、必要な医療従事者を適切に配置すること。 (2) 的確な人事管理 職員の実績等を的確に反映した人事管理を行うため、より病院にふさわしい人事評価の仕組みを確立すること。 備考 ※１ 周産期救急医療 周産期とは妊娠満 22 週から生後 1 週以内までの期間をいい、母体・胎児・新生児を総合的に管理した医療体制が必要なことから、この期間における救急医療を他の救急医療と区別して、周産期救急医療という。 ※２ 三次救急医療 緊急の入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する二次救急では対応できない、より高度で特殊・専門医療が必要な重症患者を対象とした救急医療をいう。 ※３ 都道府県がん診療連携拠点病院 がんに関する診療の体制や設備、情報提供、他の医療機関との連携等について国が定めた基準を満たし、がん診療の質の向上及び医療機関の連携協力体制の構築に関し各都道府県の中心的な役割を担う病院として、都道府県知事による推薦を基に、厚生労働大臣から指定された病院をいう。 ※４ 重粒子線治療装置 電子より重い炭素等の原子核を加速器で高速に加速して病巣部にピンポイントで照射することにより、がん細胞を破壊する最新の治療を行うための装置をいう。

広島市立病院機構（素案）	大阪府立病院機構	長野県立病院機構	神奈川県立病院機構
			※5 医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）心神喪失等の状態で重大な罪を犯し、不起訴や無罪判決が確定した者に対して、鑑定及び専門的医療と観察を行うことを定めた法律（平成17年7月15日施行） ※6 コメディカル職員 医師、看護師以外の医療従事者をいう。 ※7 経常収支比率 医業活動と医業外活動に伴う収益と費用の割合であり、通常の病院運営における経営状況を示す指標をいう。 算定式： 経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）÷（営業費用＋営業外費用） ※8 医業収支比率 医業収益に対する医業費用の割合を示し、医業活動における経営状況を示す指標をいう。 算定式： 医業収支比率＝医業費用÷医業収益